

徳島県OURロードアドプト事業実施要領

(目的)

第1条 この事業は、「徳島県土木施設アドプト支援事業運営要綱」(R2.4.1。以下「運営要綱」という。)に基づき、徳島県(以下「県」という。)が管理する道路におけるボランティア活動を支援し、以てボランティア活動の活性化及び道路愛護意識の高揚を図ることを目的とする。

(参加資格)

第2条 この事業に参加する団体等(以下「参加団体」という。)は、県管理道路において清掃美化活動を行う町内会、商工会、青年会等の地域住民団体、教育・行政機関、法人及びその従業員の団体とする。

2 参加団体は、参加団体届出書(様式1)を事業実施区域の市町村(以下「市町村」という。)を経由して、又は直接、事業実施区域を管轄する徳島県各県土整備事務所長(以下「各県土整備事務所長」という。)へ届け出なければならない。

なお、変更があった場合も同様とする。

(覚書の交換)

第3条 県、市町村及び参加団体は、この事業を実施するに際し、徳島県OURロードアドプト事業に関する覚書(以下「覚書」という。)を交換するものとする。

(活動内容)

第4条 参加団体は、覚書第1条に定める対象区域において覚書第2条に定める期間(最長1年間とする。)に、次の一または両方の活動を行うものとする。

(1) 原則として0.1km以上の区間において年間3回以上の清掃美化活動。

(2) 利用可能な植樹帯等を使った草花の植栽による美化活動。

ただし、その活動と併せて、営利を目的とした活動を行ってはならない。

2 参加者より継続の希望がなされた場合には、前項の覚書の期間にかかわらず、覚書を更新したものと見なす。

(活動計画及び報告等)

第5条 参加団体は、覚書締結及び参加継続の際、年間活動計画書(様式2)及び参加者届出書を市町村を経由して管轄する各県土整備事務所長へ提出しなければならない。

2 参加団体は、活動終了後に、速やかに活動報告書(様式3)を、市町村を経由して管轄する各県土整備事務所長へ届け出なければならない。

3 各県土整備事務所長は覚書を交換または更新し、参加団体から参加団体届出書及び活動計画書の届け出を受理した後、参加団体報告書（県様式1）を作成し、速やかに覚書、届出書の写し及び参加団体報告書を徳島県県土整備部高規格道路課長（以下「高規格道路課長」という。）に送付しなければならない。

なお、活動終了後の活動報告書についても同様とする。

4 参加団体は、活動中に事故が起こったときは、速やかに事故報告書（様式4）を市町村を經由して管轄する各県土整備事務所長へ届けなければならない。また、各県土整備事務所長は事故報告書を受理した後、報告書の写しを高規格道路課長に送付しなければならない。

（安全の確保）

第6条 参加団体は、清掃美化活動を行う際には、自己の責任において作業を行い、法令を守り、事故等が発生しないよう安全に十分配慮するものとする。

2 中学生以下の者が参加する場合は、必ず成人の保護者又は監督者をつけなければならない。

（保険）

第7条 参加団体は覚書が交換されたときは、県が契約した保険に加入するものとする。保険料は県が負担する。

（標識の設置）

第8条 管轄する各県土整備事務所長は、参加団体から標識設置の希望があった場合は、参加団体名及び協力市町村名を併記した標識を実施対象区間内に設置するものとする。

（市町村の協力）

第9条 県は、この事業の実施について、市町村に協力を要請するものとする。

（助言と勧告）

第10条 県及び市町村は、参加団体の活動に対して、必要な助言、勧告ができるものとする。

（覚書の解除）

第11条 県は、参加団体が覚書の解除を申し出たとき、参加団体が覚書各条に規定する義務を果たしていないと認められるとき、又は、道路美化清掃活動団体としてふさわしくないと認められるときは、市町村長の意見を聞いた上、覚書を解除するものとする。

とする。その場合、各県土整備事務所長は、第8条に基づく標識を撤去するものとする。

附則

この要領は、平成17年12月28日から施行する。

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

2 この要領の施行前に旧要領に基づき覚書を締結している団体については、改正後の要領により覚書を締結したものと見なす。